

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和7年**11**月**28**日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第112号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(国民健康保険税に係る文書の様式) 第3条 国民健康保険税に係る文書の様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(11) [略] (12) <u>国民健康保険税（料）の賦課資料について（様式第14号）</u> (13) [略] (14) <u>国民健康保険税減免却下通知書（様式第16号）</u> (15) [略] (16) <u>国民健康保険税減免取消決定通知書（様式第18号）</u> (17) <u>国民健康保険税減免変更決定通知書（様式第19号）</u> (18) <u>国民健康保険税仮徴収額決定通知書（様式第20号）</u> (19) <u>国民健康保険税仮徴収額変更決定通知書（様式第21号）</u> (20) <u>相続人代表者指定届（様式第22号）</u> (21) <u>相続人代表者指定通知書（様式第23号）</u> (22) <u>生活状況申告書（様式第24号）</u> (23) <u>生活状況申告に係る同意書（様式第25号）</u> (24) <u>国民健康保険特例対象被保険者等該当申告書（様式第26号）</u> (25) <u>産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（様式第27号）</u> (26) <u>産前産後保険料（税）免除異動連絡票（様式第28号）</u>	(国民健康保険税に係る文書の様式) 第3条 国民健康保険税に係る文書の様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(11) [略] (12) <u>国民健康保険税の課税資料について（様式第14号）</u> (13) [略] (14) <u>国民健康保険税減免申請却下通知書（様式第16号）</u> (15) [略] (16) <u>国民健康保険税減免（取消・変更）通知書（様式第18号）</u> (17) <u>国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書（様式第19号）</u> (18) <u>国民健康保険税特別徴収（仮徴収）変更通知（様式第20号）</u> (19) <u>相続人代表者指定届（様式第21号）</u> (20) <u>相続人代表者指定通知書（様式第22号）</u> (21) <u>生活状況申告書（様式第23号）</u> (22) <u>生活状況申告に係る同意書（様式第24号）</u> (23) <u>国民健康保険特例対象被保険者等該当申告書（様式第25号）</u> (24) <u>産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（様式第26号）</u> (25) <u>産前産後保険料（税）免除異動連絡票（様式第27号）</u>

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 1 1 号、様式第 1 4 号、様式第 1 6 号及び様式第 1 8 号を次のように改める。

様式第1号（その1）（1）（第3条関係）

年度 国民健康保険税 納税（更正）通知書

記号番号

保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

さいたま市長



様式第1号（その1）（2）（第3条関係）

国民健康保険税 賦課明細書

	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			算出合計額 A=③+⑥
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	
変更前 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
変更後 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円

	区 分	軽 減 額		限度超過額	月割増減額	減 免 額	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
		軽減	⑦	⑧	⑨	⑩	
変更前 決定	医療分		円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更後 決定	医療分		円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円

医療分	
支援金分	
介護分	

様式第 1 号（その 1）（3）（第 3 条関係）

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前（円）		決定（変更）後（円）		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
合計								

様式第1号(その1)(4)(第3条関係)

國民健康保險税個人明細書

通知書番号

[illegible]

様式第1号(その1)(5)(第3条関係)

變更理由

[illegible]

国民健康保険税の課税について

1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法及びさいたま市国民健康保険税条例の規定によって賦課されます。

2 賦課期日

4月1日。ただし、年度途中で加入又は脱退された方は月割で賦課されます。

3 納税義務者

(1) 国民健康保険の被保険者である世帯主に対し賦課します。

(2) 国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に被保険者がいる場合は、その世帯主に対し賦課します。これを擬制世帯主といいます。

4 国民健康保険税の算定

5 均等割額の減額

6 審査請求

(1) この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

8 滞納処分

納期限までに税金を完納されないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

様式第 1 号（その 1）（7）（第 3 条関係）

さいたま市 納付書兼領収済通知書

加入者名	さいたま市会計管理者		口座 記号番号		税額	円	
収納機関番号		納付番号			確認番号		納付区分
税目			調定年度		通知書番号		
納期限					期別		

延滞金		合計額		領収日付印
納税者 氏名				
C V S 等 収 納 用			取りまとめ店	

さいたま市

原符兼払込金受領証

口座記号番号			
加入者名			
納税者氏名			
税目			
調定年度			
通知書番号		期別	
納付番号			
税額	円		
延滞金	円		
合計額	円		
納期限			

領収日付印

さいたま市

領収証書

口座記号番号			
加入者名			
納税者氏名			
税目			
調定年度			
通知書番号		期別	
納付番号			
税額	円		
延滞金	円		
合計額	円		
納期限			

領収日付印

様式第1号（その1）（8）（第3条関係）
口座振替通知書（期別口座振替者用）

氏名	様	通知書番号	
----	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

様式第 1 号（その 2）（1）（第 3 条関係）

年度 国民健康保険税 納税（更正）通知書

--

記号番号

さいたま市長



様式第1号（その2）（2）（第3条関係）

国民健康保険税 賦課明細書

	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			算出合計額 A=③+⑥
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	
変更前 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
変更後 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円

	区 分	軽 減 額		限度超過額	月割増減額	減 免 額	年間保険税額
		軽減	⑦	⑧	⑨	⑩	(A-⑦-⑧+⑨-⑩)
変更前 決定	医療分		円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更後 決定	医療分		円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円

医療分	
支援金分	
介護分	

様式第1号(その2)(3)(第3条関係)

[illegible]

國民健康保險税個人明細書

通知書番号

[illegible]

様式第1号(その2)(5)(第3条関係)

变更理由

[illegible]

国民健康保険税の課税について

1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法及びさいたま市国民健康保険税条例の規定によって賦課されます。

2 賦課期日

4月1日。ただし、年度途中で加入又は脱退された方は月割で賦課されます。

3 納税義務者

(1) 国民健康保険の被保険者である世帯主に対し賦課します。

(2) 国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に被保険者がいる場合は、その世帯主に対し賦課します。これを擬制世帯主といいます。

4 国民健康保険税の算定

5 均等割額の減額

6 審査請求

(1) この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、^{じゅう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

8 滞納処分

納期限までに税金を完納されないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

様式第1号（その2）（7）（第3条関係）

さいたま市 納付書兼領収済通知書

加入者名	さいたま市会計管理者			口座記号番号		税額	円	
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分		
税目				調定年度		通知書番号		
納期限						期別		

延滞金		合計額		領収日付印
納税者氏名				
CVS等 収納用			取りまとめ店	

さいたま市

原符兼払込金受領証

口座記号番号			
加入者名			
納税者氏名			
税目			
調定年度			
通知書番号		期別	
納付番号			
税額	円		
延滞金	円		
合計額	円		
納期限			

領収日付印

さいたま市

領収証書

口座記号番号			
加入者名			
納税者氏名			
税目			
調定年度			
通知書番号		期別	
納付番号			
税額	円		
延滞金	円		
合計額	円		
納期限			

領収日付印

様式第1号（その2）（8）（第3条関係）

口座振替通知書（口座振替者用）

氏名	様	通知書番号	
----	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	全期
口座振替日	
税 額	円

年度 国民健康保険税申告書

(宛先) さいたま市長

住所

氏名

個人番号

所得金額(年1月から12月までの所得)について下記該当欄に記入してください。

なお、住所・氏名は必ず記入してください。

◎収入があった方の記載欄 該当する番号に○をして記入してください。

1. 給与(給料・アルバイト等の賃金・ボーナス等)

収入金額		会社・事業所名	
------	--	---------	--

●給与収入の内、専従者給与収入がある場合は、下欄にも記入してください。

専従者給与収入金額		専従主氏名	
-----------	--	-------	--

●所得金額調整控除(「該当する・該当しない」)のいずれかに○をつけてください)

該当する・該当しない	

2. 公的年金等

収入金額	
------	--

3. その他(事業、不動産、譲渡など)

所得の種類	収入金額 A	必要経費 B	専従者控除額等 C	所得金額 A-B-C

●事業専従者がいる場合は、下欄にも記入してください。

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額等

◎収入のなかった方の記載欄 該当する番号に○をして記入してください。

1. 次の方の扶養になっていた、又は援助を受けていた。

氏名	続柄	住所

2. 学生、生徒で収入はなかった。

学校名	学部名	卒業予定年

3. 雇用保険(失業保険)、労災保険等を受給していた、又は現在受給している。

4. 遺族年金、障害年金、傷病手当金等で生活していた。

年金、手当の種類	年間受給額	等級

5. 生活保護法による生活扶助を受けていた、又は現在受けている。

6. その他

--

年 月 日

さいたま市長 

国民健康保険税 減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、
次のとおり決定としたので通知します。

対象年度		記号番号		決定年月日	
世帯主氏名					
減免前決定額		減免額		減免後決定額	
減免決定理由					

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- (1)審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき
 - (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第3条関係）
国民健康保険税（料）の賦課資料について（照会）

さいたま市長 

国民健康保険に係る所得把握のため、地方税法第20条の11、国民健康保険法第113条の2に基づき、下記記載者の所得金額等について照会いたします。
ご多忙中恐縮ですが、調査のうえ至急ご回答をお願いいたします。

回答、問い合わせ先

電話

住民税課税年度		
前住所		
現住所		
(フリガナ)氏名		
生年月日	性別	

国民健康保険税（料）の賦課資料について（回答）年 月 日

(市区町村名)

住民税課税年度		
前住所		
現住所		
(フリガナ)氏名		
生年月日	性別	

住民コード	
-------	--

総所得金額	円				その他（ ）所得		円		
給与一般	収入	円	所得	円	分離課税所得	長期・短期	措置法条文 条		
専従給与	収入	円	所得	円		収 入	円	必要経費	円
	事業主氏名（続柄）			特別控除		円	所 得	円	
公的年金	収入	円	所得	円	純損失繰越額	円	事業専従者 控除額	円	
営業所得	円				課税標準額	円			
その他事業所得	円				市町村民税額	所得割	円	均等割	円
不動産所得	円				住 民 税	課税・非課税			

*上記の者は調査の結果（1. 所得ゼロ 2. 夫・妻の控配 3. 被扶養者 4. 未申告 5. 該当者なし）
賦課期日後の転入者である場合 → 前住所（ ）

年 月 日

さいたま市長 印

国民健康保険税 減免却下通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、次のとおり却下としたので通知します。

対象年度		記号番号		決定年月日	
世帯主氏名					
減免前決定額		減免額		減免後決定額	
減免決定理由					

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- (1)審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき
- (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

さいたま市長 印

国民健康保険税 減免取消決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

対象年度		記号番号		決定年月日	
世帯主氏名					
減免前決定額		減免額		減免後決定額	
減免決定理由					

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- (1)審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき
 - (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 27 号を様式第 28 号とし、様式第 21 号から様式第 26 号までを 1 号ずつ
繰り下げ、様式第 20 号を次のように改め、同様式を様式第 21 号とする。

--

年 月 日

さいたま市長



年度分国民健康保険税 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				記号番号	
生年月日		性別			
住 所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後

保険税納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

10月以降の保険税については、別途通知をします。

10月以降の保険税合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた額になります。

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- (1)審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき
 (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 19 号を次のように改め、同様式を様式第 20 号とする。

--

年 月 日

さいたま市長



年度分国民健康保険税 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名		記号番号	
生年月日			

仮徴収決定額	
--------	--

年度 特別徴収仮徴収額 算定明細

年間保険税額		1回あたりの仮徴収額

年間保険税に1/6をかけた額(ただし10.0円未満切捨)が年金支給額から天引きされます。

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	仮徴収額	年金支給月

保険税納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

10月以降の保険税については、別途通知をします。

10月以降の保険税合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた額になります。

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- (1)審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき
- (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

--

さいたま市長



国民健康保険税 減免変更決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、次のとおり変更としたので通知します。

対象年度		記号番号		決定年月日	
世帯主氏名					
減免前決定額		減免額		減免後決定額	
減免決定理由					

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

(1)審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき

(2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。